|  |
| --- |
| 　**河 川 一 時 使 用 届**令和　　年　　月　　日　　　東京都北多摩南部建設事務所長殿届出者住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話河川敷地を下記のとおり使用したいので、届け出ます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記１. 河川の名称　　一級河川 ・ 川（　右岸・左岸・管理用通路・その他　　　　　　）２. 場　　所　　　　　　　　　　　　　地先　（　　　　　　橋上流・下流）３. 使用日時　　　　　　令和　　年　　月　　日　　　時　　分から令和　　年　　月　　日　　　時　　分まで４. 使用目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５.　参加人数　　　　　　　　　　　　　６. 利用終了後の処理について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７.　添付書類　①使用区域を表示した地図　②使用計画書８.　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | 担当者への連絡先(電話)担当者氏名 |

利用に際し、下記の事項を遵守します。

記

1. 利用に際しては、受領印が押印された届出書（副）を現地に携帯します。
2. 利用に際しては、他の利用者のための通路を確保するとともに、事故を起こさないよう安全対策に細心の注意を払います。万一、利用中に事故があった場合は、自らの責任において処理します。
3. 届出の内容に違反した場合は、直ちに改善を行います。また、改善ができない場合は、すみやかに利用を中止し、原状に回復します。
4. 近隣住民等からの苦情については、自らの責任において処理します。
5. 危険物は持ち込みません。
6. 火器の使用にあったって、直火は禁止とし、また十分注意を払い、必要がある場合には、事前に消防署に届け出ます。
7. 利用に際して河川管理施設を損傷したときは、すみやかに河川管理者に届け出てその指示に従って原状に回復します。また、これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。
8. 利用終了後は、清掃等を行い環境美化に努めるとともに、すみやかに河川管理者に報告します。
9. 緊急時（水防時等）には、直ちに利用を中止し、避難動線の確保等に努め、緊急活動（水防活動等）に協力します。
10. 降雨時の利用等、河川の増水等の恐れがある場合は、直ちに利用を中止します。
11. 利用中において、河川管理者の指示があった場合は、利用を中止し、原状に回復します。これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。
12. その他、利用にあたっては、河川管理者の指示に従います。
	* 公園を利用する際には、公園管理者にも利用の届出をします。

連絡先　　北多摩南部建設事務所　管理課　河川管理担当

　　　　　　　　　　　　　０４２－３３０－１８０８